

# **山口県業務委託共通仕様書の主な改正点**

**(平成11年 → 平成23年)**

設計業務 第1編 共通編

新・条文構成(平成23年)	旧・条文構成(平成11年)
<p><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第1102条 用語の定義</b></p> <p>7.「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。</p> <p>15.「数量総括表」とは、設計業務等に関する工種、設計数量および規格を示した書類をいう。</p> <p>29.「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。 (1)緊急を要する場合は、ファクシミリまたはEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。 (2)電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。</p> <p>34.「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。</p>	<p><b>第1102条 用語の定義</b></p> <p>—</p> <p>—</p> <p>27.「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。緊急を要する場合はテレックス、電信及びファクシミリにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。</p> <p>—</p>
<p><b>第1104条 設計図書の支給及び点検</b></p> <p>1. 受注者からの要求があった場合で、監督職員が必要と認めるときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。</p>	<p><b>第1104条 設計図書の支給及び点検</b></p> <p>1. 受託者からの要求があった場合で、監督職員が必要と認めるときは、受託者に図面の原図を貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受託者の負担において備えるものとする。</p>
<p><b>第1106条 管理技術者</b></p> <p>3. 管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士(総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)又は業務に該当する部門)又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはシビルコンサルティングマネージャ(以下「RCCM」という。)の資格保有者であり、特記仕様書に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可)でなければならない。</p>	<p><b>第1106条 管理技術者</b></p> <p>3. 管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士(業務に該当する部門)又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはシビルコンサルティングマネージャ(以下「RCCM」という。)の資格保有者であり、日本語に堪能でなければならない。</p>
<p><b>第1107条 照査技術者及び照査の実施</b></p> <p>2. 照査技術者は、技術士(総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)又は業務に該当する部門)又はこれと同等の能力と経験を有する技術者あるいはRCCMの資格保有者であり、特記仕様書に定める業務経験を有しなければならない。</p>	<p><b>第1107条 照査技術者及び照査の実施</b></p> <p>2. 照査技術者は、技術士(業務に該当する部門)又はこれと同等の能力と経験を有する技術者あるいはRCCMの資格保有者でなければならない。</p>
<p><b>第1108条 担当技術者</b></p> <p>1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする。(管理技術者と兼務するものを除く)</p> <p>なお、担当技術者が複数にわたる場合は3名までとする。</p> <p>2. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。</p>	<p>—</p>
<p><b>第1109条 提出書類</b></p> <p>3. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報システム(テクリス)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後10日以内に、監督職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録内容に訂正が必要な場合、テクリスに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から10日以内に監督職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p>	<p><b>第1108条 提出書類</b></p> <p>3. 受託者は、契約時又は完成時において、委託料500万円以上の業務について、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、完了時は完成後10日以内に測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)に基づき、「業務カルテ」を作成し、調査職員の確認を受けた後に、(財)日本建設情報総合センターにフロッピーディスクにより提出するとともに、(財)日本建設情報総合センター発行の「業務カルテ受領書」の写しを監督職員に提出しなければならない。なお、受託者が公益法人の場合はこの限りではない。</p>
<p><b>第1111条 業務計画書</b></p> <p>1. 受注者は、契約締結後15日以内に業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。</p> <p>2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。</p> <p>(1)業務概要 (2)実施方針 (3)業務工程 (4)業務組織計画 (5)打合せ計画 (6)成果品の品質を確保するための計画 (7)成果品の内容、部数 (8)使用する主な図書及び基準 (9)連絡体制(緊急時含む) (10)使用する主な機器 (11)その他</p> <p>なお、受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、照査計画について記載するものとする。</p>	<p><b>第1110条 業務計画書</b></p> <p>1. 受託者は、契約締結後7日以内に業務計画書を作成し監督職員に提出しなければならない。</p> <p>2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。</p> <p>(1)業務概要 (2)実施方針 (3)業務工程 (4)業務組織計画 (5)打合せ計画 (6)成果品の内容、部数 (7)使用する主な図書及び基準 (8)連絡体制(緊急時含む) (9)その他</p> <p>なお、受託者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、照査計画について記載するものとする。</p>
<p><b>第1116条 成果物の提出</b></p> <p>4. 受注者は、「土木設計業務等の電子納品要領(案) (以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議のうえ決定するものとする。なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品の手引き(案)業務委託編」を参考にするものとする。</p>	<p><b>第1115条 成果品の提出</b></p> <p>—</p>

設計業務 第1編 共通編

新・条文構成(平成23年)	旧・条文構成(平成11年)
<p><b>第1118条 検査</b>                      3. 検査職員は、監督職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。                      (1)設計業務等成果品の検査                      (2)設計業務等管理状況の検査                      設計業務等の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。                      なお、電子納品の検査時の対応については「電子納品の手引き(案)業務委託編」を参考にするものとする。</p>	<p><b>第1117条 検査</b>                      3. 検査職員は、監督職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。                      (1)設計業務等成果品の検査                      (2)設計業務等管理状況の検査                      設計業務等の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。</p>
<p><b>第1122条 委託期間の変更</b>                      2. 発注者は、委託期間変更協議の対象であると確認された事項及び設計業務等の一時中止を指示した事項であっても残委託期間及び残業務量等から委託期間の変更が必要でないと判断した場合は、委託期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。</p>	<p><b>第1121条 委託期間の変更</b>                      —</p>
<p><b>第1123条 一時中止</b>                      1. 契約書第19条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、設計業務等の全部又は一部を一時中止させるものとする。                      なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)による設計業務等の中断については、第1131条臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。                      (1)第三者の土地への立入り許可が得られない場合                      (2)関連する他の業務等の進捗が遅れたため、設計業務等の続行を不相当と認めた場合                      (3)環境問題等の発生により設計業務等の続行が不相当又は不可能となった場合                      (4)天災等により設計業務等の対象箇所の状態が変動した場合                      (5)第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに監督職員の安全確保のため必要があると認めた場合</p>	<p><b>第1122条 一時中止</b>                      1. 契約書第19条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、委託者は、受託者に書面をもって通知し、必要と認める期間、設計業務等の全部又は一部を一時中止させるものとする。                      (1)第三者の土地への立入り許可が得られない場合                      (2)関連する他の設計業務等の進捗が遅れたため、設計業務等の続行を不相当と認めた場合                      (3)環境問題等の発生により設計業務等の続行が不相当又は不可能となった場合                      (4)天災等により設計業務等の対象箇所の状態が変動した場合                      (5)第三者及びその財産、受託者、使用人並びに監督職員の安全確保のため必要があると認めた場合</p>
<p><b>第1127条 再委託</b>                      2. 契約書第6条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、印刷、製本及び資料の収集・単純な集計とする。                      4. 随意契約により契約を締結した業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めるときは、この限りではない。</p>	<p><b>第1126条 再委託</b>                      2. 受託者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型製作などの簡易な業務の再委託にあたっては委託者の承諾を必要としない。                      4. 受託者は、設計業務等を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し設計業務等の実施について適切な指導、管理のもとに設計業務等を実施しなければならない。                      なお、協力者は、山口県の土木関係建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない</p>
<p><b>第1131条 臨機の措置</b>                      1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督職員に報告しなければならない。                      2. 監督職員は、天災等に伴い成果物の品質および委託期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。</p>	<p>—</p>
<p><b>第1132条 履行報告</b>                      受注者は、契約書第14条の規定に基づき、履行状況報告を作成し、監督職員に提出しなければならない</p>	<p>—</p>
<p><b>第1133条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更</b>                      1. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員と協議するものとする。                      2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督職員に提出しなければならない。</p>	<p>—</p>

設計業務 第2編 河川編

新・条文構成(平成23年)	旧・条文構成(平成11年)
<p><b>第3章 河川構造物設計</b>  <b>第2303条 護岸予備設計</b>                  2. 業務内容                  護岸予備設計の業務内容は下記のとおりとするが、環境護岸のうち多自然型護岸に関しては、法覆工、基礎工、根固工に自然材料(カゴ、覆土、捨石等)を用いる範囲において、当該仕様書を適用し、それ以外の工種の設計および検討を要する場合には、別途設計図書に示される業務内容とする。</p>	<p><b>第2303条 護岸予備設計</b>                  2. 業務内容                  護岸予備設計の業務内容は下記のとおりとする。</p>
<p>(3) 基本事項の検討                  1) 基礎検討                  受注者は、対象範囲の区間毎に護岸の主要課題である次の事項を検討及び決定し、安全性について特に注意すべき点を明確にするものとする。                  ① 法線形(3案)                  ② 護岸の根入れ(洗掘深の検討)                  ③ 環境</p>	<p>(3) 基本事項の検討                  受託者は護岸の区間毎における法線形、護岸の形式、護岸の根入長、環境護岸(親水護岸程度)の位置と形式、法覆工の形状と施工性、基礎工の形式及び関連構造物への対策等の基本事項の検討を行い、当該区間全体にわたる護岸形式として比較案を選定する。比較案の中から総合評価を踏まえ、最適タイプの護岸形式を選定する。</p>
<p>3) 基礎工法の検討                  ① 一般地盤の場合                  受注者は、「基礎検討」に基づいて、現地の状況、経年変化の調査結果を考慮して安全で施工性に優れた護岸基礎工法を3案提案し、検討するものとする。                  ② 軟弱地盤の場合                  受注者は、対象範囲の地盤が特に軟弱な場合、上記一般地盤に対して特に下記の検討を行うものとする。                  イ) 土質性状を整理・分析し、該当地盤の軟弱程度と範囲を把握する。                  ロ) 現状護岸のタイプ・構造について、安全上、特に問題がないか、現地性状を主体にその程度をまとめ、問題点を整理する。                  ハ) 改修護岸としての対策案を選定し、大略的な工法、安全度、工期及び工費等を含む比較検討を行う。</p>	
<p>4) 関連構造物の検討                  受注者は、河川改修に伴う影響構造物の内、小規模施設(管渠、用排水施設等)及び取付道路等の背景、現状等を調べ改修方針を立てるものとする。</p>	
<p>5) 環境護岸検討                  受注者は、「基礎検討」に基づいて、検討対象護岸のうち、環境護岸(親水護岸等)として計画する位置、タイプ及び構造等、基本的な計画案を3案提案して各々について検討を行うものとする。</p>	
<p>6) 根固め工の検討                  受注者は、「基礎検討」に基づいて、根固め工の必要性、形式及び設置範囲について検討を行う。</p>	
<p>(4) 基本ケースの選定                  1) 基本事項要因の比較検討                  受注者は、(3)において検討された各要因の各案を対象区間に選定するための比較(根拠)検討を行う。</p>	
<p>2) 基本ケースの選定                  受注者は、比較検討の結果を概略図として、平面(法線、環境等)、縦断(根入れ、構造物)及び断面(構造)等を整理し、当該区間全体に亘る護岸形式として河川特性を十分に考慮した6ケースを選定する。</p>	
<p>(5) 図面作成                  受注者は、下記の図面(縦断図を除く)について基本ケース(6ケース)を作成するものとする。                  1) 平面図                  上記の測量精度の平面図に護岸法線(堤防法線)と法尻計画線を描くと共に、補償施設及び用地、家屋を明示し、詳細設計にスムーズに移行できる図面を作成するものとする。                  2) 縦断図                  平面図と同縮尺の規模で現況状況に対して計画河床、堤防高、関連施設等の挿入を計り、適切な縦断計画図を作成するものとする。                  なお、作成図面は原則として6ケースを代表する1ルートとするが、法線が著しく異なる場合は別途作成するものとする。                  3) 標準構造物                  基本事項の検討にて作成された一般護岸及び環境護岸部の標準構造物を作成するものとする。                  4) 標準横断図                  検討区間について、代表タイプ又は地形の変化の大きく異なる断面を選定し、標準横断図を作成するものとする。                  5) 小規模構造物                  小規模施設は、代表的な地点の改築一般図を1カ所作成し、複数の場合その他は基本諸元を表にまとめるものとする。</p>	<p>(5) 設計図                  受託者は、各図面は縦断図を除き、基本ケースについて作成するものとする。図面としては平面図、縦断図、標準構造物図、標準横断図及び小規模構造物の一般図とする。                  平面図は護岸法線と法尻計画線を描き、補償施設及び用地を明示するものとする。                  縦断図は現況状況図を基に計画の河床高、高水敷高、計画高水位、堤防高及び関連施設を描くか、複数のケースを同一縦断図内に挿入するものとする。                  標準構造物図は基本事項にて設定された護岸構造の標準図を作成するものとする。                  標準横断図は検討区間毎に、代表形式及び地形の大きく異なる断面を選定し、作成するものとする。                  小規模施設の改築一般図は代表施設を基本に作成し、複数の場合は基本諸元を表にするものとする。</p>

設計業務 第2編 河川編

新・条文構成(平成23年)	旧・条文構成(平成11年)
<p>(6) 施工計画(案)の比較検討 受注者は、選定された最適護岸形式について下記項目等の比較検討を行い、最適な施工計画(案)を策定するものとする。 なお、寸法の表示は、構造物の概要が把握できる主要寸法のみとする。</p> <p>1) 施工方法の検討 基本事項の検討において決定された護岸タイプを基に該当区間護岸工事の施工計画案(施工方針、施工順序及び施工機械等)を3案立てるものとする。</p> <p>2) 仮設計画の検討 受注者は、施工方法の検討で立案された3案について仮設工の必要性及び規模諸元を水理計算等により求め、仮設計画を立てるものとする。</p> <p>3) 全体施工計画の比較検討 受注者は、上記の検討を踏まえ、基本6ケースのうち、施工方針の異なる代表3案を対象に、対象区間全体の平面、工程計画を立て、施工性、安全性、経済性等の比較検討を行うものとする。</p>	<p>(6) 施工計画検討 受託者は、決定された護岸形式について ・施工法の検討(施工方針、施工順序及び施工機械等) ・仮設計画の検討(必要性、規模、諸元等) ・全体施工計画の検討(施工平面、工程計画等)等の比較検討を行い、最適な施工計画案を策定するものとする。 なお、寸法の表示は構造物の概要が判断できる主要寸法のみとする。</p>
<p>(8) 総合評価 受注者は、(4)において選定された基本ケース(6ケース)について、安全性、経済性、施工性及び環境等を総合的に評価し、技術的面から優劣を検討し、最適な護岸タイプを提案するものとする。</p>	<p>—</p>
<p>(9) 考察 受注者は、本設計において、解決されなかった問題点を項目毎に列記し、今後行われる詳細設計までに、調査又は特別に検討しておく事項を整理すると共にその方針又は方法についてまとめるものとする。</p>	<p>—</p>
<p><b>第 2304 条 護岸詳細設計</b> 2. 業務内容 護岸詳細設計の業務内容は、下記のとおりとするが、多自然型護岸に関しては、法覆工、基礎工、根固工に自然材料を用いる範囲において、当該仕様書を適用し、それ以外の工種の設計および検討を要する場合には、別途設計図書に示される業務内容とする。</p>	<p><b>第2304条 護岸詳細設計</b> 2. 業務内容 護岸詳細設計の業務内容は、下記のとおりとする。</p>
<p>(3) 基本事項の決定 1) 法線等の見直し検討 精度の高い地形図を基に計画堤防法線等を書き、地境界等部分的に詳細な検討を行い、基本方針を確認するものとする。</p> <p>2) 護岸の配置計画 予備設計で決定された護岸タイプ(環境護岸を含め)の具体的な配置を新規図面にて確認するものとする。</p>	<p>1) 護岸の配置検討</p>
<p>3) 構造物との取付検討 大規模施設との工事境界、小構造物の取り扱い等を検討し、関連構造物との取付計画を行うものとする。</p> <p>(4) 本体設計 1) 一般地盤の場合 ① 基礎工検討諸元の整理 受注者は、護岸断面の安定検討を行うに当たり、新しいデータを含め当該範囲の地質、地下水等を河川の縦断的に整理し、計算断面の選定と土質の定数等の決定及び基礎工法の適正を決定するものとする。 ② 安定計算 受注者は、基礎工法の検討結果を基に、代表箇所3断面について安定計算を行い、安全度を確認するものとする。</p>	<p>2) 構造物との取付検討</p> <p>(5) 構造設計 1) 設計条件の設定 受託者は、設計条件、荷重条件、自然・地盤条件、施工条件等の必要項目を設定するものとする。 2) 本体設計 受託者は、決定された構造諸元に対して、設定された基礎条件や荷重条件をもとに、護岸の詳細設計を行い、一般平面図、縦断面図、標準断面図、護岸詳細図、展開図、土工横断面図、配筋図等の詳細設計図を作成するものとする。</p>
<p>2) 軟弱地盤の場合 ① 土質性状、定数の整理 受注者は、土質性状分布を作成し、軟弱地盤としての範囲を定め、地下水位の状況、物性値、力学値を整理するものとする。 ② 現況護岸の安定計算 受注者は、現況護岸の工法及び断面がどの程度の安全度を保っているか、上記①の定数を用いて代表3断面の安定計算を行うものとする。 ③ 対策工法の比較検討 受注者は、現況護岸の安全度より、新設護岸としての軟弱地盤における護岸基礎工法を安全度、経済性、施工性より比較、検討するものとする。 ④ 対策工法の安定計算 受注者は、上記の比較案を対象に各々について安定計算を行い、詳細設計としての最終断面を決定するものとする。</p>	<p>—</p>
<p>(5) 付帯施設設計 1) 階段工等 受注者は、護岸に設けられる昇降用階段並びに修景用として計画された階段工等の設計を行うものとする。 2) 排水管渠 受注者は、Φ600以下の管渠を規模毎に数ランクに分類し、それぞれの代表として一般構造図を作成するものとする。 3) その他施設 受注者は、管渠以外(ex取付道路、利水施設等)の種々の改築施設に対して各々代表的な一般構造図を作成するものとする。</p>	<p>3) 付帯施設設計受託者は、階段工、排水管渠(φ600以下)その他の改築施設(取付道路、利水施設)等の一般構造図(代表的なもの)を作成するものとする。</p>

設計業務 第2編 河川編

新・条文構成(平成23年)	旧・条文構成(平成11年)
<p>(6) 施工計画</p> <p>1) 施工計画</p> <p>受注者は、予備設計の検討結果及びその後の新条件に基づき、当該工事で必要となる堤防開削、本堤築造及びそれに伴う仮締切の構造・撤去等の工事の順序と施工方法を検討し、最適な施工計画案を策定するものとし、その主な内容は、下記に示すものとする。</p> <p>なお、寸法の表示は、構造物の概要が判断できる主要寸法のみとする。</p> <p>① 施工条件 ② 施工方法 ③ 土工計画 ④ 工程計画 ⑤ 動態観測の方法(計測が必要な場合) ⑥ 工事機械、仮設備とその配置 ⑦ 環境保全対策 ⑧ 安全対策</p> <p>2) 仮設計画</p> <p>受注者は、施工計画により必要となる仮設構造物(仮締切、仮排水路、工事用道路及び山留工等)の規模、構造諸元を近接構造物への影響も考慮して、水理計算、安定計算及び構造計算により決定し、仮設計画を策定するものとする。</p>	<p>(6) 施工計画</p> <p>受託者は、切廻し計画、施工順序、施工機械及び工程計画等の施工計画を検討するものとする。</p> <p>(7) 仮設備設計</p> <p>受託者は、施工計画に必要となる仮締切、仮排水路、工事用道路等の規模、諸元を決定し、構造設計を行うものとする。</p>
<p>(7) 図面作成</p> <p>受注者は、一般平面図、縦断面図、標準横断面図、護岸構造図、護岸展開図、土工横断面図、場所打RC部の配筋図等を作成するものとする。また、環境護岸平面図、環境護岸標準横断面図、環境護岸構造図等を作成し、仮設平面図、切廻し水路設計図、工事用道路設計図、仮締切設計図等を作成するものとする。</p> <p>なお、決定した護岸形式を基に周辺を含めた着色バース(A3版)を1タイプについて作成する。</p>	<p>—</p>

設計業務 第4編 砂防及び地すべり対策編

新・条文構成(平成23年)	旧・条文構成(平成11年)
<p><b>第1節 砂防構造物設計</b>  <b>第4301条 砂防構造物設計の種類</b>                      砂防構造物設計の種類は、以下のとおりとする。                      (1) 砂防えん堤及び床固工の設計                      (2) 溪流保全工(流路工)の設計                      (3) 土石流対策工及び流木対策工の設計                      (4) 護岸工の設計                      (5) 山腹工の設計</p>	<p><b>第1節 砂防構造物設計</b>  <b>第4301条 砂防構造物設計の種類</b>                      砂防構造物設計の種類は、以下の通りとする。                      (1) 砂防ダム及び床固工の設計                      (2) 流路工の設計                      (3) 土石流対策工及び流木対策工の設計                      (4) 護岸工の設計                      (5) 山腹工の設計</p>
<p><b>第4303条 砂防えん堤及び床固工予備設計</b>                      (4) 配置設計                      受注者は、検討した基本事項に基づき、計画地点の地形、地質、施工性・経済性、維持管理の難易、環境を考慮して構造、材料、高さ等を変えた配置案を3案立案するものとする。                      1) 砂防えん堤・床固工形式の選定                      砂防計画、砂防えん堤・床固工計画地点の工学的条件、施工条件に基づき、諸基準との適合性を考慮して選定する。                      2) 比較案作成                      選定された砂防えん堤・床固工形式を適用して、3案のえん堤位置・規模・効果量について、ペーパーロケーションにより基本形状、構造の比較案を作成する。                      (5) 施設設計検討                      2) 基礎工検討                      砂防えん堤計画地点の地質に基づき、支持力不足、及びパイピングの危険性について検討し、その対策について工法を選定する。えん堤高が高く、長期的な湛水が考えられるような場合には、コンソリデーショングラウチング及びカーテングラウチングについて検討を行う。                      (7) 最適案の選定                      受注者は、比較3案に関する検討結果をまとめ、構造特性、施工性、経済性、環境等について得失及び問題点を記述し各比較案の評価を行い、監督職員と協議のうえ最適案を選定するものとする。</p>	<p><b>第4303条 砂防ダム及び床固工予備設計</b>                      (4) 配置設計                      砂防ダムは、計画条件及びダムサイトの地形、地質条件を基に、調査職員と協議のうえ、以下の配置設計を行うものとする。                      1) 受託者は、流域砂防計画及び諸基準との適合性を考慮してダム形式を選定するものとする。                      2) 受託者は、選定されたダム型式を適用して、3案のダム位置・規模・効果量について、ペーパーロケーションにより基本形状、構造の比較案を作成するものとする。                      3) 床固工についても上記と同様とする。                      (5) 施設設計検討                      2) 基礎工検討                      受託者は、砂防ダムの設計においては、コンソリデーショングラウチング、カーテングラウチング、置換工等の検討を行うものとする。                      (7) 最適案の選定                      受託者は、立案された3案を監督職員に協議し、最適案を選定するものとする。</p>
<p><b>第4304条 砂防えん堤及び床固工詳細設計</b>                      1. 業務目的                      砂防えん堤及び床固工の詳細設計業務は、予備設計で検討された砂防えん堤・床固工の基本諸元により、設計図書に基づく設計条件及び詳細設計に必要な測量調査資料、地質調査資料等を確認するとともに、工事に必要な詳細構造を設計し、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。                      (2) 現地踏査                      受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地周辺の溪流の状況、河床材料の粒径、地形、地質、周辺構造物及び周辺の土地利用状況等を確認し、併せて工事用道路、施工ヤード等の施工の観点から現地状況を把握し、整理するものとする。                      (4) 施設設計                      2) 基礎工設計                      受注者は、基礎の支持力及び長期的な湛水の可能性を検討し、パイピング対策が必要な場合は、その対策工について設計を行う。えん堤が高く、長期的に湛水することが考えられる場合にはコンソリデーショングラウチング及びカーテングラウチング及び置換工等の設計を行い、施設設計図面を作成するものとする。</p>	<p><b>第4304条 砂防ダム及び床固工詳細設計</b>                      1. 業務目的                      砂防ダム及び床固工詳細設計は、予備設計で検討された砂防ダム・床固工の基本事項又は特記仕様書に示された設計条件に対して、第1206条第6項に示す業務を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。                      (2) 現地踏査                      受託者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地周辺の河川の状況、地形、地質、周辺構造物及び周辺の土地利用状況等を確認し詳細設計に必要な現地状況を把握するものとする。                      (4) 施設設計                      2) 基礎工設計                      受託者は、基礎工については、コンソリデーショングラウチング、または、カーテングラウチング、置換工等の設計を行い、施設設計図面を作成するものとする。</p>
<p><b>第4306条 溪流保全工予備設計</b>                      (3) 基本事項検討                      受注者は、溪流保全工の計画条件を確認し、計画対象流量、計画縦断勾配、平面の計画条件の確認、ならびに地形地質条件、環境条件を検討し、予備設計に必要な基本事項の検討を行うものとする。                      (5) 施設設計検討                      受注者は、予定された計画区間で、配置設計で立案した3案の各比較案について設計計算を行い、標準構造図面を作成し、主要工種の概算数量の算出を行う                      1) 施設設計の範囲                      溪流保全工の設計範囲は、床固工、帯工、護岸工、水制工、渓床保護工、溪畔林とする。                      2) 基本図面の作成                      3案の施設設計に基づいて、平面図、縦断面図、横断面図及び床固工、帯工、護岸工、水制工、渓床保護工、溪畔林の標準構造図を作成するものとする。                      3) 景観検討                      自然と地域に馴染んだ施設の検討を行う。</p>	<p><b>第4306条 流路工予備設計</b>                      (4) 配置設計                      受託者は河道・河床勾配等の地形、河床堆積調査資料をもとに流路工の法線計画、ならびに床固工・帯工の配置を含めた縦断計画を行った3案について比較案の立案を行うものとする。                      (5) 施設設計検討                      受託者は予定された計画区間で、配置設計で立案した3案の各比較案について設計計算を行い、標準構造図面を作成し、主要工種の概算数量の算出を行うも                      1) 施設設計の範囲                      流路工の設計範囲は、流路断面、床固工、帯工、護岸工とする。                      2) 基本図面の作成                      受託者は、3案の施設設計に基づいて、平面図、縦断面図、横断面図及び床固工、帯工、護岸工の標準構造図を作成するものとする。                      3) 景観検討                      自然と地域に馴染んだ施設の検討を行うものとする。</p>
<p>(7) 最適案の選定                      受注者は、比較3案に関する検討結果をまとめ、構造特性、施工性、経済性、環境等について得失及び問題点を記述し各比較案の評価を行い、監督職員と協議のうえ最適案を選定するものとする。</p>	<p>(7) 最適案の選定                      第4303条第2項の(7)に準ずるものとする。</p>
<p>(10) 総合検討                      受注者は、設計計画及び配置設計等を踏まえ、施設設計について総合的な検討を行い、詳細設計において解決すべき課題、留意事項を整理するものとする。</p>	<p>(10) 総合検討                      第4303条第2項の(10)に準ずるものとする。</p>

設計業務 第4編 砂防及び地すべり対策編

新・条文構成(平成23年)	旧・条文構成(平成11年)
<p><b>第4307条 溪流保全工詳細設計</b>                      (3)基本事項決定                      受注者は、予備設計等の貸与資料と設計図書に指示された事項に基づき、配置設計、流下断面、床固工・帯工の基本構造、及び環境条件に関する基本事項を決定するものとする。</p>	<p><b>第4307条 流路工詳細設計</b>                      (3)基本事項決定                      受託者は予備設計での貸与資料と特記仕様書に指示された事項に基づき下記の基本事項を決定するものとする。                      1)配置設計                      2)流路工断面                      3)床固工、帯工の基本構造                      4)環境条件</p>
<p>1) 施設設計の範囲                      溪流保全工の設計範囲は、床固工、帯工、護岸工、水制工、溪床保護工、溪畔林及び管理用道路とし、それらの詳細設計に必要な設計計算を行い、設計図を作成する。                      2) 付属施設設計                      排水工、取水工及び支川の取付工の設計を行う。                      3) 景観設計                      自然と地域に馴染んだ施設の設計を行う。</p>	<p>1) 施設設計範囲                      施設設計の範囲は、護岸工、床固工、帯工、護床工及び管理用道路とし、それらの詳細設計に必要な設計計算を行い設計図を作成するものとする。                      2) 付属施設設計                      受託者は、排水工、取水工及び支川の取付け工の設計を行うものとする。                      3) 景観設計                      受託者は、自然と地域に馴染んだ施設の設計を行うものとする。</p>



第6編 道路編

新・条文構成(平成23年)	旧・条文構成(平成11年)
<p><b>第4章 道路設計</b></p>	
<p><b>第 6422 条 一般構造物の区分</b>            1. 一般構造物設計は以下の区分により行うものとする。            (1) 一般構造物予備設計            (2) 一般構造物詳細設計            (3) 落石防護柵詳細設計            (4) 一般構造物基礎工詳細設計</p>	<p><b>第6422条 一般構造物設計の種類と区分</b>            1. 一般構造物設計の種類と区分は以下のとおりとする。            (1) 門型ラーメン・箱型函渠予備設計            (2) 門型ラーメン・箱型函渠詳細設計            (3) 擁壁・補強土工、U型擁壁予備設計            (4) 逆T式・重力式、U型擁壁詳細設計            (5) もたれ式・井桁・大型ブロック積、補強土工詳細設計            (6) 法面工予備設計            (7) 場所打ち法枠・アンカー付き場所打ち法枠工詳細設計            (8) 覆工予備設計            (9) ロックシェルド詳細設計            (10) スノーシェルト詳細設計            (11) スノーシェルター詳細設計            (12) 雪崩予防施設詳細設計</p>
<p><b>第 6425 条 落石防護柵詳細設計</b>            1. 業務目的            落石防護柵詳細設計は、既存の関連資料及び予備設計で検討された設計条件に基づき、地形・地質・交差条件・荷重条件・使用材料等と整合を図り、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。            2. 業務内容            (1) 設計計画            受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。            (2) 現地踏査            受注者は、既存法面の検討資料、測量図等の資料を基にした測量内容と範囲、地質状況、周辺状況等を現地で目視等により確認するものとする。            (3) 設計条件の確認            受注者は、既存資料の内容で採用できる事項と詳細設計で決定する事項を整理し、必要な基本事項を検討、決定するものとする。            (4) 設計計算及び設計図            1) 詳細設計            受注者は、決定された設計条件により、落石防護施設について、規模、断面形状、基本寸法等、施工に必要な設計を行うものとする。            2) 付属施設の設計            受注者は、設計図書に基づき付属施設の設計を行うものとする。            3) 設計計算            受注者は、落石防護施設について必要な安定計算、応力計算を行うものとする。</p>	<p>—</p>
<p>(5) 仮設計            受注者は、落石防護施設の施工方法、施工順序等について、現道交通の切り廻し、道路幅員が狭い、施工スペースがないなどの現地条件を考慮し、施工計画書を作成するとともに、必要に応じて仮設計を行うものとする。主には、施工条件、施工方法、施工上の問題点とその整理とする。            (6) 数量計算            受注者は、第 1211 条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。            (7) 照査            照査技術者は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を行い、管理技術者に提出するものとする。なお、照査項目は第 6424 条一般構造物詳細設計第2項の(9)に準ずるものとする。            (8) 報告書作成            受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>	<p>—</p>
<p>3. 貸与資料            第 6423 条一般構造物予備設計第3項に準ずるものとする。なお、予備設計成果がある場合はそれも含むものとする。</p>	<p>—</p>
<p><b>第 6426 条 一般構造物基礎工詳細設計</b>            1. 業務目的            一般構造物基礎工詳細設計は、既存の関連資料及び予備設計で検討された設計条件に基づき、地形・地質・交差条件・荷重条件・使用材料等と整合を図り、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。</p>	<p>—</p>

## 第6編 道路編

新・条文構成(平成23年)	旧・条文構成(平成11年)
<p>2. 業務内容</p> <p>(1) 設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 設計計算 受注者は、基本的に定まった条件のもとで、適切な断面形状を検討し、杭種、杭径、杭長等すべての諸元を決定するものとする。</p> <p>(3) 設計図 受注者は、構造一般図、配筋図、詳細図を作成するものとする。</p> <p>(4) 数量計算 受注者は、第 1211 条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。</p> <p>(5) 照査 照査技術者は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を行い、管理技術者に提出するものとする。</p> <p>(6) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。</p> <p>1) 設計条件 2) 杭種決定の経緯と選定理由 3) 施工段階での注意事項、検討事項</p>	<p>—</p>
<p>3. 貸与資料 第 6423 条一般構造物予備設計第3項に準ずるものとする。なお、予備設計成果がある場合はそれも含むものとする。</p>	<p>—</p>

設計業務 第6編 道路編

新・条文構成(平成23年)	旧・条文構成(平成11年)
<p><b>第8章 橋梁設計</b>  <b>第1節 橋梁設計の種類</b>  <b>第6801条 橋梁設計の種類</b>                      橋梁設計の種類は以下のとおりとする。                      (1) 橋梁設計                      (2) 橋梁拡幅設計                      (3) 橋梁補強設計</p>	<p><b>第6801条 橋梁設計の種類</b>                      橋梁設計の種類は以下のとおりとする。                      (1) 橋梁設計                      (2) 橋梁拡幅設計</p>
<p><b>第6804条 橋梁詳細設計</b>                      2. 業務内容                      (5) 設計計算                      受注者は、詳細設計計算に当たり、橋梁予備設計で決定された橋梁形式の主要構造寸法に基づき、現地への搬入条件及び架設条件を考慮し、下記に示す事項について詳細設計を行うものとする。なお、鋼橋の設計を行う場合は、疲労の検討を行うものとする。                      1) 上部工については、橋体、床版、支承、高欄、伸縮装置、橋面排水装置、落橋防止、その他付属物等                      2) 下部工及び基礎工については、梁、柱、フーチング、躯体及び基礎本体等</p>	<p><b>第6804条 橋梁詳細設計</b>                      2. 業務内容                      (5) 設計計算                      受託者は、詳細設計計算に当たり、橋梁予備設計で決定された橋梁形式の主要構造寸法に基づき、現地への搬入条件及び架設条件を考慮し、下記に示す事項について詳細設計を行うものとする。                      1) 上部工については、橋体、床版、支承、高欄、伸縮装置、橋面排水装置等                      2) 下部工及び基礎工については、梁、柱、フーチング、躯体及び基礎本体等</p>
<p><b>第3節 橋梁拡幅設計</b>  <b>第6806条 橋梁拡幅予備設計</b>                      (4) 拡幅工法比較案の選定                      受注者は、拡幅構造としてふさわしい橋梁拡幅案数案について、構造特性、施工性、経済性、維持管理、環境との整合及び現交通への影響など総合的な観点から技術的特徴・課題を整理し、評価を加えて、監督職員と協議のうえ、設計する比較案を選定するものとする。</p>	<p><b>第3節 橋梁拡幅設計</b>  <b>第6806条 橋梁拡幅予備設計</b>                      (4) 拡幅工法比較案の選定                      受託者は、拡幅工法としてふさわしい橋梁拡幅案数案について、構造特性、施工性、経済性、維持管理、環境との整合など総合的な観点から技術的特徴・課題を整理し、評価を加えて、監督職員と協議のうえ、設計する比較案3案を選定するものとする。</p>
<p>(6) 復元設計                      受注者は、既設橋梁の竣工図書がない場合、設計図書に基づき、竣工時点の基準に基づいた復元設計を行い、拡幅設計に関連する部材の断面を推定するものとする。</p>	<p>—</p>
<p>(12) 報告書作成                      3) 復元設計を実施した場合、復元設計により推定した各部の断面</p>	<p>—</p>
<p><b>第4節 橋梁補強設計</b>                      橋梁補強設計は、耐荷力あるいは地震時安全性の復元または向上を図る補強設計に適用する。なお、修復によって耐荷力あるいは地震時安全性の復元を図れる場合は、ここには含まないものとする。</p>	<p>—</p>
<p><b>第6808条 橋梁補強設計の区分</b>                      橋梁補強設計は、以下の区分により行うものとする。                      (1) 橋梁補強予備設計                      (2) 橋梁補強詳細設計</p>	<p>—</p>
<p><b>第6809条 橋梁補強予備設計</b>                      1. 業務目的                      橋梁補強予備設計は、設計図書、既存の関連資料及び関連する基準等を基に、補強の目的に沿った上部工、下部工あるいは基礎工について補強工法の比較検討を行い、最適補強工法とその基本的な構造諸元を決定することを目的とする。</p>	<p>—</p>
<p>2. 業務内容                      橋梁補強予備設計の業務内容は、下記のとおりとする。                      (1) 設計計画                      受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。</p>	<p>—</p>
<p>(2) 現地踏査                      受注者は、現地踏査について、第6803条橋梁予備設計第2項の(2)に準ずるものとする。なお、現地調査以降の記述については、省略するものとする。</p>	<p>—</p>
<p>(3) 設計条件の確認                      受注者は、設計図書に示された橋梁構造、補強条件等設計施工上の基本的な条件を確認し、当該設計用に整理するものとする。</p>	<p>—</p>
<p>(4) 既設橋の照査                      受注者は、設計図書に基づき、概略断面検討あるいは概略安定検討により既設橋の照査を行い、補強の目的に照らし合わせて着目する部材に補強が必要かどうかを判断するものとする。</p>	<p>—</p>
<p>(5) 補強工法比較案の選定                      受注者は、補強構造としてふさわしい橋梁補強案数案について、構造特性、施工性、維持管理、環境との整合および現交通への影響など総合的な観点から技術的特徴・課題を整理し、評価を加えて、監督職員と協議のうえ、設計する比較案を選定するものとする。</p>	<p>—</p>
<p>(6) 基本事項の検討                      受注者は、設計を実施する補強工法比較案に対して、第6803条橋梁予備設計第2項の(5)に示す事項を標準として技術的検討を加えるものとする。</p>	<p>—</p>
<p>(7) 復元設計                      受注者は、既設橋梁の竣工図書がない場合、設計図書に基づき、施工時点の基準に基づいた復元設計を行い、補強設計に関連する部材の断面を推定するものとする。</p>	<p>—</p>

設計業務 第6編 道路編

新・条文構成(平成23年)	旧・条文構成(平成11年)
(8) 設計計算 受注者は、補強工法比較案のそれぞれに対し、補強部材の概算応力計算あるいは概略断面検討を行い、補強規模の決定を行うものとする。	—
(9) 設計図 受注者は、補強工法比較案のそれぞれに対し、補強断面形状・補強工法の判る一般図ならびに基本構造図を作成するものとする。	—
(10) 概算工事費 受注者は、補強工法比較案のそれぞれに対し、第 1211 条設計業務の成果(5)に基づき概算工事費を算定するものとする。	—
(11) 補強工法比較一覧表の作成 受注者は、補強工法比較案に関する検討結果をまとめ、補強工法一覧表を作成するものとする。補強工法一覧表には補強部材の主要部材断面形状を記入するほか、(6)で実施した技術的特徴・課題を列記し、各比較案の評価を行い、最適補強工法案を明示するものとする。	—
(12) 照査 照査技術者は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に、地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。 2) 一般図を基に補強工法が適切であるかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。 4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。	—
(13) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめた記載した設計概要書を作成するものとする。 1) 設計条件 2) 工法比較案毎の補強工法ならびにその工法の選定理由 3) 復元設計を実施した場合、復元設計により推定した各部の断面 4) 工法比較案毎の主要部材の断面寸法及び設計計算書の主要結果 5) 主要材料の概略数量 6) 概算工事費 7) 補強工法比較一覧表 8) 詳細設計に向けての必要な調査、検討事項	—
3. 貸与資料 発注者が貸与する資料は下記を標準とする。 (1) 既設橋梁位置図 (2) 既設橋梁の設計成果 (3) 地質調査報告書 (4) 周辺施設(既設、計画)に関する資料	—
<b>第 6810 条 橋梁補強詳細設計</b> 1. 業務目的 橋梁補強詳細設計は、予備設計で決定された補強工法について、設計図書、既存の関連資料及び比較設計で検討された設計条件に基づき、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。	—
2. 業務内容 橋梁補強詳細設計の業務内容は、下記のとおりとする。	—
(1) 設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。	—
(2) 現地踏査 受注者は、現地踏査について、第 6803 条橋梁予備設計第2項の(2)に準ずるものとする。なお、現地調査以降の記述については、省略するものとする。	—
(3) 設計条件の確認 受注者は、設計条件の確認について、第 6803 条橋梁予備設計第2項の(3)に準ずるものとする。	—
(4) 設計細部事項の検討 受注者は、設計細部事項の検討について、第 6804 条橋梁詳細設計第2項の(4)に準ずるものとする。	—
(5) 設計計算 受注者は、詳細設計計算に当たり、補強予備設計で選定された工法の主要構造寸法に基づき、現地への搬入条件を考慮し、既設部材の応力照査もしくは安定照査ならびに下記に示す事項について詳細設計を行うものとする。 1) 補強部材 2) 補強に伴い取替えが生じる附属物	—
(6) 設計図 受注者は、橋梁位置図、既設部・補強部を明示した一般図、線形図、構造一般図および補強詳細設計図を作成するものとする。	—

設計業務 第6編 道路編

新・条文構成(平成23年)	旧・条文構成(平成11年)
(7)数量計算 受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。	—
(8)座標計算 受注者は、座標計算について、第6804条橋梁詳細設計第2項の(10)に準ずるものとする。	—
(9)架設計画 受注者は、架設計画について、第6804条橋梁詳細設計第2項の(11)に準ずるものとする。	—
(10)仮設構造物設計 受注者は、仮設構造物設計について、第6804条橋梁詳細設計第2項の(12)に準ずるものとする。	—
(11)仮橋設計 受注者は、仮橋設計について、第6804条橋梁詳細設計第2項の(13)に準ずるものとする。	—
(12)橋梁附属物等の設計 受注者は、橋梁附属物等の設計について、第6804条橋梁詳細設計第2項の(14)に準ずるものとする。	—
(13)施工計画 受注者は、施工計画について、第6804条橋梁詳細設計第2項の(15)に準ずるものとする。	—
(14)照査 照査技術者は、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に、地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。 2) 一般図を基に既設部と補強部の整合が適切に取れているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、架設工法と施工法の確認を行い、施工時の既設部材の応力についても照査を行う。 4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。特に、上部工、下部工及び付属物それぞれの取り合いについて整合性の照査を行う。	—
(15)報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、下記の事項について解説し取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。 1) 設計条件 2) 補強工法選定理由(構造特性、施工性、経済性、維持管理、環境の要件の解説) 3) 上部工の解析手法、構造各部の検討内容及び問題点、特に考慮した項目 4) 主桁主要断面寸法、下部工躯体及び基礎寸法等設計計算の主要結果 5) 主要材料、工事数量の総括6) 施工段階での注意事項・検討事項 3. 貸与資料	—
発注者が貸与する資料は下記を標準とする。 (1) 既設橋梁位置図 (2) 既設橋梁の設計成果 (3) 橋梁補強予備設計成果 (4) 道路線形計算書 (5) 実測平面図 (6) 地質調査報告書 (7) 周辺施設(既設、計画)に関する資料 (8) 橋梁補強予備設計等設計協議書	—

測量業務

新・条文構成(平成23年)	旧・条文構成(平成11年)
<p><b>第1章 総則</b>  <b>第101条 適用</b>                      4. 発注者支援業務、設計業務等及び地質・土質調査業務等に関する業務については、別に定める共通仕様書によるものとする。</p>	<p><b>第101条 適用</b>                      4. 設計業務及び地質・土質調査業務等に関する業務については、別に定める共通仕様書によるものとする。</p>
<p><b>第102条 用語の定義</b>                      6. 「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。</p>	<p><b>第102条 用語の定義</b>                      -</p>
<p>7. 「高度な技術と十分な実務経験を有するもの」とは、測量業務に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。</p>	<p>-</p>
<p>15. 「数量総括表」とは、測量業務に関する工種、設計数量および規格を示した書類をいう</p>	<p>-</p>
<p>29. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。                      (1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたはEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。                      (2) 電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。</p>	<p>26. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。緊急を要する場合はテレックス、電信及びファクシミリにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。</p>
<p>34. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。</p>	<p>-</p>
<p>35. 「立会」とは、設計図書に示された項目において監督職員が臨場し内容を確認することをいう。</p>	<p>-</p>
<p><b>第105条 業務の実施</b>                      測量業務は、「規程」により実施するものとする。なお、測量成果の種類、内容、構造、品質等は、規程第5条第3項に基づき別途定める製品仕様書によるものとする。</p>	<p><b>第105条 業務の実施</b>                      測量業務は、「規程」により実施するものとする。</p>
<p><b>第106条 設計図書の支給及び点検</b>                      1. 受注者からの要求があった場合で、監督職員が必要と認めるときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。                      3. 管理技術者は、測量法に基づく測量士の有資格者であり、かつ、高度な技術と十分な実務経験を有するもので日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可)でなければならない。</p>	<p><b>第106条 設計図書の支給及び点検</b>                      1. 受託者からの要求があった場合で、監督職員が必要と認めた場合、受託者に図面の原図を貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受託者の負担において備えるものとする。                      3. 管理技術者は、測量法に基づき測量士の有資格者であり、日本語に堪能でなければならない。</p>
<p><b>第109条 担当技術者</b>                      1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする。(管理技術者と兼務するものを除く)なお、担当技術者が複数にわたる場合は3名までとする。</p>	<p>-</p>
<p>2. 測量作業における担当技術者は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない。</p>	<p>-</p>
<p>3. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。</p>	<p>-</p>
<p><b>第111条 提出書類</b>                      3. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報システム(テクリス)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後10日以内に、監督職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録内容に訂正が必要な場合、テクリスに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から10日以内に監督職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p>	<p><b>第110条 提出書類</b>                      3. 受託者は、契約時又は完成時において、委託料500万円以上の業務について、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、完了時は完成後10日以内に、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)に基づき、「業務カルテル」を作成し、監督職員の確認を受けた後に、(財)日本建設情報総合センター発行の「業務カルテル受領書」の写しを監督職員に提出しなければならない。なお、受託者が公益法人の場合はこの限りではない。</p>
<p><b>第112条 打合せ等</b>                      1. 測量業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面(打合せ記録簿)に記録し、相互に確認しなければならない。なお、連絡は積極的にEメール等を活用し、Eメールで確認した内容については、必要に応じて書面(打合せ記録簿)を作成するものとする。</p>	<p><b>第111条 打合せ等</b>                      1. 測量業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者、監督職員は常に密接な連絡をとり、測量業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受託者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。</p>
<p><b>第113条 業務計画書</b>                      1. 受注者は、契約締結後15日以内に業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。</p>	<p><b>第112条 業務計画書</b>                      1. 受託者は、契約締結後7日以内に業務計画書を作成し監督職員に提出しなければならない。</p>

**測量業務**

新・条文構成(平成23年)	旧・条文構成(平成11年)
4. 監督職員の指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画書に係る資料を提出しなければならない。	4. 受託者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度監督職員に変更業務計画書を提出しなければならない。
<p><b>第115条 関係官公庁への手続き等</b></p> <p>1. 受注者は、測量業務の実施に当たっては、発注者が行う測量法に規定する公共測量に係る諸手続等、関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受注者は、測量業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。</p>	<p><b>第114条 関係官公庁への手続き等</b></p> <p>1. 受託者は、測量業務の実施に当たっては、委託者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受託者は、測量業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。</p>
<p><b>第118条 成果品の提出</b></p> <p>4. 受注者は、「土木設計業務等の電子納品要領(案)及び測量成果電子納品要領(案)(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データにより成果品を提出するものとする。 「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議のうえ、決定するものとする。 なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品の手引き(案)業務委託編」を参考にするものとする。</p>	<p><b>第117条 成果品の提出</b></p> <p>—</p>
<p><b>第120条 検査</b></p> <p>1. 受注者は、契約書第30条第1項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督職員に提出していなければならない。</p>	<p><b>第119条 検査</b></p> <p>1. 受託者は、契約書第30条第1項の規定に基づき、業務完了報告書を委託者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了していなければならない。</p>
<p>3. (2) 測量業務管理状況の検査 測量業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。 なお、電子納品の検査時の対応については「電子納品の手引き(案)業務委託編」を参考にするものとする。</p>	<p>3. (2) 測量業務等管理状況の検査 測量業務等の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。</p>
<p><b>第125条 一時中止</b></p> <p>1. 契約書第19条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、測量業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。 なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。))による測量業務の中断については、第132条臨機の措置により、受注者は適切に対応しなければならない。</p> <p>2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には測量業務の全部又は一部の一時的中止を命ずることができるものとする。</p> <p>3. 前2項の場合において、受注者は測量業務の現場の保全については監督職員の指示に従わなければならない。</p>	<p><b>第124条 一時中止</b></p> <p>契約書第19条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、委託者は、受託者に書面をもって通知し、必要と認める期間、測量作業の全部又は一部を一時中止させるものとする。</p> <p>—</p> <p>—</p>
<p><b>第132条 安全等の確保</b></p> <p>1. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施に際しては、測量業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」を参考にして常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。 (2) 受注者は、測量業務現場に別途測量業務又は工事等が行われる場合は相互協調して業務を遂行しなければならない。 (3) 受注者は、測量業務実施中施設等の管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、作業をしてはならない。</p>	<p><b>第131条 安全等の確保</b></p> <p>2. 受託者は、測量業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。 (1) 測量現場が隣接し、又は同一場所において別途測量がある場合には常に相互協調するとともに、利用する成果については、照合を行わなければならない。 (2) 受託者は、測量業務に当たり、水陸交通の妨害、又は公衆に迷惑を及ぼさないよう努めなければならない。</p>
<p>5. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。 (1) 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱を遵守して災害の防止に努めなければならない。 (2) 屋外で行う測量業務に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。 なお、処分する場合は関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。 (3) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。 (4) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。 (5) 受注者は、測量業務現場に関係者以外の立入りを禁止する場合は、仮囲い、ロープ等により囲うとともに立入り禁止の標示をしなければならない。</p>	<p>6. 受託者は、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。 (1) 測量業務に伴い伐採した立木等を焼却する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。 (2) 受託者は、使用人等の喫煙、たき火等の場所を指定し指定場所以外での火気の使用は禁止しなければならない。 (3) 受託者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い周辺の整理に努めなければならない。爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。</p>
<p><b>第133条 臨機の措置</b></p> <p>1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を監督職員に報告しなければならない。</p>	<p>—</p>
<p>2. 監督職員は、天災等に伴い、成果品の品質又は工程に関して、業務管理上重大な影響を及ぼし、又は多額な費用が必要と認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。</p>	<p>—</p>

## 測量業務

新・条文構成(平成23年)	旧・条文構成(平成11年)
<b>第134条 委託報告</b> 受注者は、契約書第15条の規定に基づき、委託報告書を作成し、監督職員に提出しなければならない。	—
<b>第135条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更</b> 1. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員と協議するものとする。	—
2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督職員に提出しなければならない。	—



地質・土質調査業務委託共通仕様書

新・条文構成(平成23年)	旧・条文構成(平成11年)
<b>第1章 総則</b>	
<b>第102条 用語の定義</b> 6.「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者(請負者)が定めた者をいう。	-
15.「数量総括表」とは、地質・土質調査業務に関する工種、設計数量および規格を示した書類をいう。	-
29.「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。 (1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。 (2) 電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。	<b>第102条 用語の定義</b> 27.「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。緊急を要する場合はテレックス、電信及びファクシミリにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
34.「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。	-
35.「立会」とは、設計図書に示された項目において監督職員が臨場し内容を確認することをいう。	-
<b>第103条 受注者の義務</b> 受注者は契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。	-
<b>第105条 調査地点の確認</b> 2. 受注者は都市部等における調査で地下埋設物(電話線、送電線、ガス管、上下水道管、光ケーブルその他)が予想される場合は、監督職員に報告し関係機関と協議の上現地立会を行い、位置・規模・構造等を確認するものとする。	<b>第104条 調査地点の確認</b> 2. 受託者は、都市部等における調査で地下埋設物(電話線、送電線、ガス管、上下水道管その他)が予想される場合は、監督職員に報告し、関係機関と協議の上現地立会を行い、位置、規模、構造等を確認するものとする。
<b>第106条 設計図書の支給及び点検</b> 1. 受注者からの要求があった場合に監督職員が必要と認めるときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。	<b>第105条 設計図書の支給及び点検</b> 1. 受託者からの要求があった場合で、監督職員が必要と認められた場合、受託者に図面の原図を貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受託者の負担において備えるものとする。
<b>第109条 担当技術者</b> 1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする。(管理技術者と兼務するものを除く)なお、担当技術者が複数にわたる場合は3名までとする。	-
2. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。	-
<b>第111条 提出書類</b> 3. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報システム(テクリス)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後10日以内に、監督職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録内容に訂正が必要な場合、テクリスに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から10日以内に監督職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。	<b>第109条 提出書類</b> 3. 受託者は、契約時又は完成時において、委託料500万円以上の業務について、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、完成時は完成後10日以内に、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)に基づき、「業務カルテル」を作成し、監督職員の確認を受けた後に、(財)日本建設情報総合センター発行の「業務カルテル受領書」の写しを監督職員に提出しなければならない。なお、受託者が公益法人の場合はこの限りではない。
<b>第112条 打合せ等</b> 1. 地質・土質調査業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の実施方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面(打合せ記録簿)を作成するものとする。	<b>第110条 打合せ等</b> 1. 地質・土質調査業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督職員は常に密接な連絡をとり、調査の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受託者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。
<b>第113条 業務計画書</b> 1. 受注者は、契約締結後15日以内に業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。  4. 監督職員の指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画書に係る資料を提出しなければならない。	<b>第111条 業務計画書</b> 1. 受託者は、契約締結後7日以内に業務計画書を作成し監督職員に提出しなければならない。
<b>第116条 地元関係者との交渉等</b> 2. 受注者は、地質・土質調査業務の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督職員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。	-

地質・土質調査業務委託共通仕様書

新・条文構成(平成23年)	旧・条文構成(平成11年)
<p><b>第118条 成果品の提出</b>                      4. 受注者は、「地質・土質調査成果電子納品要領(案)(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データにより成果品を提出するものとする。「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議のうえ決定するものとする。なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品運用ガイドライン(案)【地質・土質調査編】」を参考にするものとする。</p>	<p style="text-align: center;">—</p>
	<p><b>第118条 検査</b>                      3. 検査職員は、監督職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。                      (1) 地質・土質調査業務等成果品の検査                      (2) 地質・土質調査業務等管理状況の検査                      地質・土質調査業務等の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。</p>
<p><b>第125条 一時中止</b>                      1. 契約書第20条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、地質・土質調査業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。                      なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。))による地質・土質調査業務の中断については、第132条臨機の措置により受注者(請負者)は、適切に対応しなければならない。</p>	<p><b>第123条 一時中止</b>                      契約書第19条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、委託者は、受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、地質・土質調査業務等の全部又は一部を一時中止させるものとする。</p>
<p>2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には地質・土質調査業務の全部又は一部の一時中止を命ずることができるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">—</p>
<p>3. 前2項の場合において、受注者は屋外で行う地質・土質調査業務の現場の保全については監督職員の指示に従わなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">—</p>
<p><b>第129条 再委託</b>                      1. 契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものを用い受注者は、これを再委託することはできない。                      (1) 調査業務(機械ボーリングも含む)における総合的企画、業務遂行管理及び技術的判断</p>	<p><b>第127条 再委託</b>                      1. 契約書第6条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものを用い、受託者は、これを再委託することはできない。                      (1) 調査業務における総合的企画、業務遂行管理及び技術的判断                      (2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断</p>
<p><b>第133条 臨機の措置</b>                      1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は臨機の措置をとった場合には、その内容を監督職員に報告しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">—</p>
<p>2. 監督職員は、天災等に伴い成果物の品質又は工程に関して、業務管理上重大な影響を及ぼし、又は多額な費用が必要と認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">—</p>
<p><b>第134条 履行報告</b>                      受注者は、契約書第15条の規定に基づき、履行報告書を作成し、監督職員に提出しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">—</p>
<p><b>第135条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更</b>                      1. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合には、あらかじめ監督職員と協議するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">—</p>
<p>2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督職員に提出しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">—</p>

地質・土質調査業務委託共通仕様書

新・条文構成(平成23年)	旧・条文構成(平成11年)
<p><b>第3章 サンプルング</b>  <b>第303条 試料の取扱い</b>                      1. 受注者は、採取した試料に振動、衝撃及び極端な温度変化を与えないように取り扱いに注意するものとする。ただし、凍結などが必要な場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>2. 受注者は、採取した試料をすみやかに所定の試験室に運搬するものとする。</p> <p>3. 受注者は、採取した試料を運搬する際には、衝撃及び振動を与えないようフォームラバー等の防護物を配し、静かに運搬するものとする。</p>	<p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>
<p><b>第4章 サウンディング</b>  <b>第1節 標準貫入試験</b>  <b>第402条 試験等</b>                      3. 試験は、原則として1mごとに実施すること。ただしサンプリングする深度、本試験が影響すると考えられる原位置試験深度はこの限りではない。</p>	<p>—</p>
<p><b>第5章 原位置試験</b>  <b>第2節 地盤の平板載荷試験</b>  <b>第504条 目的</b>                      平板載荷試験は、地盤に剛な載荷板を介して荷重を加え、この荷重の大きさと載荷板の沈下との関係から、応力範囲の地盤の変形強さなどの支持力特性や、道路の路床・路盤などの地盤反力係数を求めることを目的とする。</p>	<p>—</p>
<p><b>第505条 試験等</b>                      試験方法及び試験装置・器具は以下のとおりとする。                      (1) 地盤の平板載荷試験は、JGS1521に準拠して行うものとする。                      (2) 道路の平板載荷試験は、JIS A 1215に準拠して行うものとする。</p>	<p>—</p>
<p><b>第506条 成果品</b>                      成果品は、次のものを提出するものとする。                      (1) 試験箇所、試験方法、測定値                      (2) 地盤の平板載荷試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙のJGS1521に準拠して整理し提出するものとする。                      (3) 道路の平板載荷試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙のJIS A 1215に準拠して整理し提出するものとする。</p>	<p>—</p>
<p><b>第3節 現場密度測定(砂置換法)</b>  <b>第507条 目的</b>                      現場密度測定(砂置換法)は、試験孔から掘り出した土の質量とその試験孔に密度の既知の砂材料を充填し、その充填に要した質量から求めた体積から土の密度を求めることを目的とする。</p>	<p>—</p>
<p><b>第508条 試験等</b>                      試験方法及び器具は、JIS A 1214に準拠して行うものとする。</p>	<p>—</p>
<p><b>第509条 成果品</b>                      成果品は、次のものを提出するものとする。                      (1) 調査位置、調査方法、測定値                      (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJIS A 1214に準拠して整理し提出するものとする。</p>	<p>—</p>
<p><b>第6章 解析等調査業務</b>  <b>第601条 目的</b>                      1. 解析等調査業務は、調査地周辺に関する既存資料の収集及び現地調査を実施し地質・土質調査で得られた資料を基に、地質断面図を作成するとともに地質・土質に関する総合的な解析とりまとめを行うことを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲は、ダム、トンネル、地すべり、砂防調査を除くものとする。</p>	<p>—</p> <p>—</p>
<p><b>第602条 業務内容</b>                      1. 解析等調査業務の内容は、次の各号に定めるところによる。</p>	<p>—</p>
<p>2. 既存資料の収集・現地調査は以下による。                      (1) 関係文献の収集と検討                      (2) 調査地周辺の現地調査</p>	<p>—</p>
<p>3. 資料整理とりまとめ                      (1) 各種計測結果の評価及び考察                      (2) 異常データのチェック                      (3) 試料の観察                      (4) ボーリング柱状図の作成</p>	<p>—</p>
<p>4. 断面図等の作成                      (1) 地層及び土性の工学的判定                      (2) 土質又は地質断面図等の作成。なお、断面図は着色するものとする。</p>	<p>—</p>

地質・土質調査業務委託共通仕様書

新・条文構成(平成23年)	旧・条文構成(平成11年)
<p><b>第603条 成果品</b>                      成果品は、現地調査結果、ボーリング柱状図、地質又は土質断面図及び業務内容の検討結果を報告書としてとりまとめ提出するものとする。</p>	-
<p><b>第9章 地すべり調査</b>  <b>第901条 目的</b>                      地すべり調査は、地下水位や水みちなどについて調査するとともに、どの範囲の土塊がどのように動いているか、どのような機構で地すべりが発生しているかを解析し、地すべり対策工法を検討することを目的とする。</p>	-
<p><b>第902条 計画準備</b>                      1. 第802条第1項に準じるものとする。</p>	-
<p>2. 予備調査として以下の項目を実施するものとする。                      (1) 既存資料調査                      対象地すべり地付近の地形、地質、水文、地すべりの分布、滑動履歴など既存資料を収集するものとする。                      (2) 地形判読作業                      地形図、空中写真等を用いて地すべりブロックを判定し、その周辺の地形分類、埋谷面図等を必要に応じて作成するものとする。                      (3) 現地調査                      地形、地質、水文、滑動現況及び履歴等の現地調査を行い、地すべり現況を明らかにし、調査計画、応急対策計画の概要を調査するとともに、安定解析のため主測線、その他地すべり調査計画に必要となる基準線となる測線を定めるものとする。</p>	-
<p><b>第903条 地下水調査</b>                      1. 地下水位観測                      地下水位の変動を監視するために、ボーリング孔内の水位を観測するもので、調査方法はJGS1312に準拠して行うものとする。</p>	-
<p>2. 地下水検層                      ボーリング孔にトレーサー(地下水と電気抵抗あるいは温度の異なる水)を投入し、地下水の流動箇所を希釈される、若しくは温度が変化することを利用して、地下水の流動帯の有無とその深度を検知するもので、調査方法はJGS1317に準拠して行うものとする。</p>	-
<p>3. 間隙水圧測定                      電気式水圧計等を用いて飽和地盤の土粒子間の空隙に存在している水に働く圧力を求めるもので、調査方法はJGS1313に準拠するものとする。</p>	-
<p>4. 湧水圧による岩盤の透水試験(J.F.T)                      岩盤の試験対象区間とその区間をパッカーおよびトリップバルブによって大気から遮断しておき、大気圧下に開放した後測定管内を上昇する地下水の上昇速度と最高静水位から測定間隔での水頭及び換算透水係数を求めるもので、調査方法は、JGS1321に準拠して行うものとする。</p>	-
<p>5. 地下水流動調査                      トレーサーや電位差を利用して、地下水の流下経路、流速を求めるものとする。</p>	-
<p><b>第904条 移動変形調査</b>                      1. 変位杭による調査                      基準杭、変位杭を設置し測量を実施して、地すべり活動による地表面の移動量を把握する。</p>	-
<p>2. 伸縮計による調査                      (1) 地すべり地頭部、末端部等に伸縮計を設置し、地表面の経時的変化量を測定して、地すべりの変動状況を確認するものとする。                      (2) 調査方法については、JGS1725に準拠して行うものとする。</p>	-
<p>3. 傾斜計による調査                      (1) 地すべりによる地表面の傾斜変動を測定し、地すべりの変動状況を確認するものとする。                      (2) 水管式地盤傾斜計を用いて調査する場合は、JGS1721に準拠して行うものとする。</p>	-
<p>4. パイプ式歪計による調査                      パイプ式歪計は、外径48～60mmの塩ビ管外周軸方向で、直交する2方向、又は、1方向にベーパーストレインゲージを1.0m間隔に装置したものをボーリング孔に設置し、ゲージの歪量を測定し、すべり面の位置、すべり方向を確認するものとする。</p>	-
<p>5. 挿入式孔内傾斜計による調査                      挿入式孔内傾斜計は、削孔したボーリング孔に溝付の塩ビ管、あるいはアルミケーシングパイプを地表面から不動層まで埋設した後、プローブに取付けられた車輪をパイプの溝に合わせて降下して0.5m毎にパイプの傾きを検出し、指示計に表示される傾き量を読みとるもので、地すべりの滑動によるすべり面位置の確認やすべり方向、変位量を算出するものとする。</p>	-

地質・土質調査業務委託共通仕様書

新・条文構成(平成23年)	旧・条文構成(平成11年)
<p><b>第905条 解析</b>                      1. 地盤特性検討                      基礎地盤調査資料並びに移動変形調査から、「地すべり規模」、「地形特性」、「地質特性」、「地下構造特性」、「地下水特性」等、総合的に対象地域の地盤特性を明らかにし、「安定解析」、「機構解析」、「対策工法の選定」に関わる基本的な地盤の定数、条件を検討するものとする。</p>	<p>—</p>
<p>2. 機構解析地形、地質、地盤構造から推定される素因、さらに移動変形、地下水、人為的な誘因等と、安定計算結果から総合的に判断して地すべり運動機構と地すべり発生原因を解明するものとする。</p>	<p>—</p>
<p>3. 安定解析                      地すべり運動方向に設けた測線の地すべり断面について、安定計算を行い、地すべり斜面の安定度を計算するものとする。</p>	<p>—</p>
<p><b>第906条 対策工法選定</b>                      機構解析、安定解析及びその他の調査結果を基に、各種対策工法より、最も効果的かつ経済的な対策工法を選定するものとする。</p>	<p>—</p>
<p><b>第907条 報告書作成</b>                      業務の目的を踏まえ、業務の各段階で作成された成果を基に、業務の方法、検討過程、結論について記した報告書を作成するものとする。</p>	<p>—</p>

発注者支援業務委託共通仕様書

新・条文構成(平成23年)	旧・条文構成(平成11年)
<p><b>第1編 総 則</b>  <b>第1006条 担当技術者の資格</b>                      第2001条、第3001条、第4101条で示されている担当技術者については、別表に示す管理技術者、担当技術者に必要な資格要件のいずれかの資格保有者であるものとする。なお、受注者は担当技術者を定めた場合は、その氏名、その他必要な事項を監督職員に提出するものとする。</p>	-
<p><b>第1008条 打合せ等</b>                      2. 業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と監督職員は、打ち合わせを行うものとし、その結果について書面(打ち合わせ記録簿)に記載し相互に確認しなければならない。</p>	-
<p><b>第1015条 再委託</b>                      4. 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。                      なお、協力者は、山口県の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合は、山口県の指名停止期間中であってはならない。</p>	<p>第1015条 再委託                      4. 受託者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。</p>
<p><b>第1016条 守秘義務</b>                      2. 受注者は、当該業務の結果(業務処理の過程において得られた記録を含む。)を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。                      3. 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第1010条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。                      4. 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても他社に漏らしてはならない。                      5. 取り扱う情報は、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製しないこと。                      6. 受注者は、当該業務完了時に、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実にすること。                      7. 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注</p>	-
<p><b>第1018条 安全等の確保</b>                      2. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、業務実施中の安全を確保しなければならない。                      3. 受注者は、業務実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。                      4. 受注者は、業務の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする                      5. 受注者は、業務の実施にあたり、災害予防のため次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。                      1) 業務に伴い伐採した立木等を焼却する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。                      2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。                      3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。                      6. 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。                      7. 受注者は、業務の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかななければならない。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。                      8. 受注者は、業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督職員に連絡するとともに、監督職員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督職員に提出し、監督職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。</p>	-

発注者支援業務委託共通仕様書

新・条文構成(平成23年)	旧・条文構成(平成11年)
<p><b>第1019条 条件変更等</b></p> <p>1. 契約書第 17 条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第 28 条第1項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。</p> <p>2. 監督職員が、受注者に対して契約書第 17 条、第 18 条及び第 20 条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。</p>	<p>—</p>
<p><b>第1020条 修補</b></p> <p>1. 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。</p> <p>2. 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。</p> <p>3. 検査職員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。</p> <p>4. 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第 30 条第5項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。</p>	<p>—</p>
<p><b>第1021条 契約変更</b></p> <p>1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、設計業務等委託契約の変更を行うものとする。</p> <p>一 業務内容の変更により業務委託料に変更を生じる場合                  二 委託期間の変更を行う場合                  三 監督職員と受注者が協議し、設計業務等施行上必要があると認められる場                  四 契約書第 29 条の規定に基づき委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合</p> <p>2. 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。</p> <p>一 第 1120 条の規定に基づき監督職員が受注者に指示した事項                  二 設計業務等の一時中止に伴う増加費用及び委託期間の変更等決定済の事                  三 その他発注者又は監督職員と受注者との協議で決定された事項</p>	<p>—</p>
<p><b>第1022条 履行期間の変更</b></p> <p>1. 発注者は、受注者に対して設計業務等の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。</p> <p>2. 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び業務等の一時中止を指示した事項であっても履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。</p> <p>3. 受注者は、契約書第 21 条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。</p> <p>4. 契約書第 22 条に基づき、発注者の請求により履行期限を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。</p>	<p>—</p>
<p><b>第1023条 一時中止</b></p> <p>1. 契約書第 19 条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、業務等の全部又は一部を一時中止させるものとする。</p> <p>なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)による業務等の中断については、第1028条臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。</p> <p>1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合                  2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、業務等の続行を不相当と認めた                  3) 環境問題等の発生により業務等の続行が不相当又は不可能となった場合                  4) 天災等により業務等の対象箇所の状態が変動した場合                  5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに監督職員の安全確保のため必要があると認めた場合</p> <p>6) 前各号に掲げるものの他、発注者が必要と認めた場合</p> <p>2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、業務等の全部又は一部の一時中止をさせることができるものとする。</p> <p>3. 前2項の場合において、受注者は業務等の現場の保全については、監督職員の指示に従わなければならない。</p>	<p>—</p>

発注者支援業務委託共通仕様書

新・条文構成(平成23年)	旧・条文構成(平成11年)
<p><b>第1024条 発注者の賠償責任</b>            発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。            1) 契約書第 26 条に規定する一般的損害、契約書第 27 条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合</p> <p>2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合</p>	<p>—</p>
<p><b>第1025条 受注者の賠償責任</b>            受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。            1) 契約書第 26 条に規定する一般的損害、契約書第 27 条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合</p> <p>2) 契約書第 38 条に規定する瑕疵責任に係る損害</p> <p>3) 受注者の責により損害が生じた場合</p>	<p>—</p>
<p><b>第1026条 部分使用</b>            1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第 32 条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。</p> <p>1) 別途業務等の使用に供する必要がある場合</p> <p>2) その他特に必要と認められた場合</p> <p>2. 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。</p>	<p>—</p>
<p><b>第1027条 臨機の措置</b>            1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督職員に報告しなければならない。</p> <p>2. 監督職員は、天災等に伴い成果物の品質および委託期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。</p>	<p>—</p>
<p style="text-align: center;"><b>削除</b></p>	<p><b>第3編 技術審査業務</b></p>
<p><b>第3編 工事監督支援業務</b></p> <p><b>第3002条 業務内容</b>            受注者は、別途特記仕様書に定める工事毎に、以下に掲げる内容を行うものとする。</p> <p>1. 請負工事の契約の履行に必要な資料作成等            一 受注者は、工事の設計図書等に基づく工事請負者に対する指示、協議に必要な資料(構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く)の作成を行い、提出するものとする。            二 受注者は、工事請負者から提出(提出、承諾及び協議事項)された資料と設計図書との照合を行い、報告するものとする。</p> <p>三 受注者は、次の各号に掲げる項目について、現地の確認及び調査並びに検討に必要な資料(構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く)の作成を行い、その結果を報告又は提出するものとする。</p> <p>1) 図書、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。</p> <p>2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。</p> <p>3) 設計図書の表示が明確でないこと。</p> <p>4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。</p> <p>5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。</p> <p>6) 工事を一時中止し、又は打ち切る必要があると認められる場合。</p> <p>四 受注者は、工事の設計変更若しくは契約担当者への報告事項に必要な調査、簡易な測量及び図書等の資料(構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く)作成を行い、提出するものとする。</p> <p>2. 請負工事の施工状況の照合等            一 受注者は、使用材料(支給材料等を含む。)について設計図書との照合を行い、その結果を報告するものとする。            二 受注者は、施工状況(段階確認)について設計図書との照合を行い、その結果を報告するものとする。            三 受注者は、施工状況を把握し、その結果を報告するものとし、現場で照合等を行い設計図書等に適合しない場合は、その旨を工事請負者に伝えるとともに、その結果を報告するものとする。            四 不可視部分や重要構造物の段階確認等について、結果を速やかに報告するものとする。</p>	<p><b>第4編 品質検査業務及び工事管理業務</b></p> <p>第2章 品質検査業務            第4101条 業務内容            受託者は、別途特記仕様書に定める工事毎に、以下に掲げる内容を行うものとする。</p> <p>1. 請負工事の施工状況の照合及び確認並びに監督職員への報告</p> <p>1) 使用材料(支給材料等を含む。)について設計図書との照合を行い、その結果を報告するものとする。</p> <p>2) 施工状況(段階確認)について設計図書との照合を行い、その結果を報告するものとする。</p> <p>3) 施工状況を把握し、その結果を報告するものとし、現場で照合等を行い設計図書等に適合しない場合は、その旨を工事請負者に伝えるとともに、その結果を報告するものとする。</p> <p>4) 不可視部分や重要構造物の段階確認等について、結果を速やかに報告するものとする。</p> <p>2. 工事検査等への臨場            受託者は、監督職員の指示に従い、工事監督職員のもと、中間検査、出来形検査、完成検査等に臨場するものとする。</p> <p>3. その他            上記各条項において工事契約上重大な事実等が発見された場合は、遅滞なく報告するものとする。</p> <p>第3章 工事管理業務            第4201条 業務内容            受託者は、別途特記仕様書に定める工事毎に、以下に掲げる内容を行うものとする。</p> <p>1. 請負工事の契約の履行に必要な資料作成等</p> <p>1) 受託者は、工事の設計図書等に基づく工事請負者に対する指示、協議に必要な資料(構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く)の作成を行い、提出するものとする。            2) 受託者は、工事請負者から提出(提出、承諾及び協議事項)された資料と設計図書との照合を行い、報告するものとする。</p>



発注者支援業務委託共通仕様書

新・条文構成(平成23年)	旧・条文構成(平成11年)
<p>3. 地元及び関係機関との協議・調整に必要な資料の作成  受注者は、地元若しくは関係機関との協議・調整に必要な簡易な測量、調査、資料(構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く)の作成及び立会を行い、その結果を報告又は提出するものとする。</p> <p>4. 工事検査等への臨場  受注者は、監督職員の指示に従い、工事監督職員のもと、中間検査、出来形検査、完成検査等に臨場するものとする。</p> <p>5. その他  上記各条項において工事契約上重大な事案等が発見された場合は、遅滞なく報告するものとする。災害発生時には監督職員の指示により、情報の収集等を行うものとする。</p>	<p>3)受託者は、次の各号に掲げる項目について、現地の確認及び調査並びに検討に必要な資料(構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く)の作成を行い、その結果を報告又は提出するものとする。</p> <p>一 図書、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。</p> <p>二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。</p> <p>三 設計図書の表示が明確でないこと。</p> <p>四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。</p> <p>五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。</p> <p>六 工事を一時中止し、又は打ち切る必要があると認められる場合。</p> <p>4)受託者は、工事の設計変更若しくは契約担当者への報告事項に必要な調査、簡易な測量及び図書等の資料(構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く)作成を行い、提出するものとする。</p> <p>5)受託者は、地元若しくは関係機関との協議・調整に必要な簡易な測量、調査、資料(構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く)の作成及び立会を行い、その結果を報告又は提出するものとする。</p> <p>2. その他  上記各条項において工事契約上重大な事案等が発見された場合は、遅滞なく報告するものとする。</p>